

「親権制度において DV をどのように考えるか」 長崎大学教育学部 池谷和子

【はじめに】

長崎大学教育学部の池谷和子と申します。本日は、「親権制度において DV をどのように考えるか」をテーマにお話をさせていただきます。私はこれまで、児童虐待防止法制度や子供の貧困、いじめ対策といった子供関連法や、DV 法や同性婚問題等、子供に関わってくる家族法関係におきまして、「どうしたら子供達がより良い環境において健全に成長することが出来るか」を研究して参りました。子供は小さな大人として生まれてくる訳ではなく、家族という環境において、様々な事を体験し、教えられることによって、学び、大人へと成長する存在だからです。

【法制審議会の議論について】

ところが今回、法制審議会－家族法制部会ではこれまでのような「子供の健全な育成」を最優先にした親権制度の在り方の議論ではなく、「DV 被害者」を最優先にした親権制度の在り方の議論がなされていたようで、大変憂慮しております。本来、「親権制度というのは、どのような制度にすれば、子供達の健全育成に資するだろうか」ということを最優先に考えた上で、その後に DV 等の個別の家族における問題を考慮していくという形を取るはずですが、にもかかわらず、子供の利益はさておいて、DV 被害者の利益を最優先にする何人かの委員には、法務大臣からの「子の利益の確保等の観点から」という諮問理由を理解されていないように思います。

【子供にとって利益となる親権制度とは】

では、純粹に、子供目線においては、原則的にはどのような親権制度が子供の利益となるかと言えば、単独親権ではなく共同親権（そして、単独監護ではなく共同監護）であることに間違いはありません。子供達にとって、両親はどちらも等しく大切な存在です。そもそも、どちらかと会えなくなること自体、精神的に傷つくものです。ゆえに、児童の権利条約においても、第9条第3項で「締約国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する。」とされています。

たとえ、両親が離婚をするとしても、子供には親の離婚に責任はありません。親が婚姻中であろうと、離婚をしていようと、子供にとって両親との関わりは、少なくとも、子供が大人になるまでは、決してなくしてはならないものです。

共同親権（共同監護）には双方の親に、親としての責任を果たさせるという側面もあります。離婚をしたことで、親同士はもはや他人であっても、親としての責任を果たさせるよう、子供の為に協力させるようにするための制度なのです。

【共同監護と単独監護を、子供への影響の観点から比較した論文】

アメリカ、ウェイク・フォレスト大学のリンダ・ニールセン教授は、過去60件にも及ぶ先行研究を精査し、共同監護と単独監護における子供への影響を比較した論文を、2018年に発表されました(Linda Nielsen, Joint versus sole physical custody: Outcome for children independent of family income or parental conflict, *Journal of Child Custody*, 15(1), 35-54. 2018年)。

もちろん、共同監護で、両親が高収入で、親同士があまり争わず、親子関係が良く、親の育児スキルが高い…という養育環境は、子供にとって良い養育環境であることは証明されました。しかし、それ以上に、この論文の興味深いところは、「親の収入」「親同士が争っているか」「親子関係が良いか」「親の育児スキルが高いか」に関わらず、「単独監護よりも共同監護の方が子供にとって良い環境である」ことを見出した点です。私から言わせて頂くならば、単独監護では大事な片方の親に十分会えませんから、子供の精神的発育のためには、やはり「共同監護の方が優れているという著者の結論」は私も正しいのだろうと思います。

残念ながら、法制審議会の中とりまとめにおいては、監護権の指定をするかどうかで2案ありますが、監護権自体は「単独監護」です。これでは、共同親権の制度にしても、結局はもう一方の親と十分に会えません。「共同監護」という概念自体がない以上、監護権の指定はすべきではないと思います。(そして、もし「共同監護」という概念をつくりましようとなったとしても、むしろ「共同親権」という概念だけを残し、民法上の「監護権」というあいまいな概念は削除した方がシンプルだと私は考えています。)

【乳児期における父親の育児への関わりが、子供のメンタルの不調を予防する可能性を示唆した論文】

さらに、ちょうど2か月前、母親だけではなく、子供が小さい頃に父親が育児に関わることの重要性を示す研究結果も出て参りました。国立成育医療研究センターの加藤承彦室長らの研究グループが、2001年に日本で生まれた18510人の子供がいる世帯で、父親の育児への関わり(「おむつを取り換える」「入浴をさせる」など)の程度を最も少ない群から多い群まで4群に分けて、それぞれの群における16歳時点での子供のメンタルヘルスの状況を比較した論文が発表されました(Tsuguhiko Kato, Yuko Kachi, Manami Ochi, Mako Nagayoshi, Bibha Dhungel, Takayuki Kondo, Kenji Takehara, The long-term association between paternal involvement in infant care and children's psychological well-being at age 16 years: An analysis of the Japanese Longitudinal Survey of Newborns in the 21st Century 2001 cohort, *Journal of Affective Disorders* 324 114-120. 2023年)。この論文によれば、最も関わりが少なかった群と比較して、最も多い群では、メンタルヘルスの不調のリスクが10%下がっています。この結果からは、乳児期における父親の育児への関わりが多いことが、長期的に子供のメンタルヘルスの不調を予防する可能性が示唆されたこととなります。

【単独親権や単独監護権において、子供目線から懸念されること】

現在の単独親権や、法制審議会の示す単独監護権において、子供目線から懸念されていることがあります。それは、片方の親に親権や監護権が与えられる制度である場合には、親権争いや監護権争いを劇化させ、子供を争いに巻き込むことになるという点です。実際に、DVが存在しないのにDVにしてしまえと当事者に指南する等、家庭崩壊をビジネスにしている者もいるようです。子供にとって、親はどちらも同じ位大切な存在です。心理的虐待には現在、DVが入っていますが、それは片方の親がもう片方の親を殴る所を子供が見れば、心理的に傷つくからです。同様に、親権や監護権を取ろうと、片方の親がもう片方の親に関する嘘をでっち上げたり、お互いに傷つけあう姿をみれば、子供は大変傷つきます。会いたいのに、もう片方の親に会わせて貰えないことも、子供を心理的に追い詰めます。単独親権や単独監護権という現状、すでに多くの子供達が心理的に傷つけられていることは想像に難くありません。

【単独親権（単独監護）にせざるを得ない場合に注意すべきこと】

もちろん、「子供に全く関心を示さない」や「子供にも暴力をふるう」等、例外的には単独親権とせざるを得ない場合もあります。法制審議会では、親の選択に委ねようという考え方も選択の1つとしようとする面が垣間見えます。ただし、これは後々、子供との関係で問題が生じてくると思います。子供にとって親が単独親権にしたという事実は、「片方の親とはもう親子ではない」という親からの意思表示に見え、片方の親に捨てられたと感じるであろうからです。

また、DVや虐待の場合に単独親権にしようとする動きも見られます。これは実際に子供に対するDVや虐待であれば、やむを得ない場合もありますが、DVと申し立てさえすれば単独親権となるのでは、大問題です。DVや虐待の申立ての場合には、しっかりと裁判所で、本当にDV・虐待があったのかという事実認定をすることが必要です。

【EPT法の影響～スペインの事例】

スペインの17自治州のうち5州で離婚時に採用されたEPT法(equal parenting time laws)（共同監護で、父母が子供と関わる時間が均等であることが強調されている）が、子供の危険行動を減らし、女性の就職を増やし、男性の育児参加を増やしたという論文が、昨年発表されました(Daniel Fernandez-Kranz & Natalia Nollenberger, The impact of equal parenting time laws on family outcomes and risky behavior by teenagers : Evidence from Spain, Journal of Economic Behavior and Organization 195 303-325. 2022年)。EPT法は、「別居後も父母の子供に対する権利義務は変わらない」「父母は子供に対して等しい権利がある」「裁判官は子供の福祉のために、出来る限り共同監護を優先する」「一方の親が単独監護がよいとって反対しただけでは共同監護を止める理由にはならない」という考え方が根底にあり、①離婚後は、原則として共同監護、②その共同監護は、時間的に父母で半分ずつにする、というのが大きな特徴です。結果から見ると、離婚しても両親がしっかりと子供と関わっている点、両親とも

が親の責任も果たしている点が、とても評価出来ると思います。

【EPT 法が DV に与えた影響】

さらに、先ほどのフェルナンデス＝クラッツ准教授らが、共同監護が DV に与えた影響についても、2020 年に論文を発表されています(Daniel Fernandez-Kranz et al., Bargaining under Threats: The Effect of Joint Custody Laws on Intimate Partner Violence, The IZA Discussion Paper Series, No.13810. 2020 年)。EPT 法の導入により、子供のいる夫婦における女性への DV が 45%も減少したそうです。

この点に関する著者の見解として興味深いのは、これまでは離婚時に女性の権利があまりに保護されすぎる制度であった為（例えば、女性が子供の為ではなく男性からの金額を増やしたいと単独親権を選んでも法的にそのまま認められてしまい、男性はなすすべもなかった等）、男性は離婚させないように暴力という手段に出るしかなかったが、EPT 法によってその必要はなくなったと分析しています。

暴力は決して許されるものではありませんが、あまりに片方ばかりが有利な法制度は、現実社会にひずみを生む可能性があると感じました。

また、EPT 法では、DV があれば共同監護にしなくても良いという点から、警察への DV の申告数は増加したそうですが、DV の裁判は親権問題とは別の裁判所が厳格に審査するようで、そのまま却下されるようになったそうです。日本においても、DV の認定をしっかりとしなければ、DV を主張した者勝ちで親権や監護権を得るという現在の問題が解消しないと考えました。

今回、私の発表で参考にさせて頂いた論文は、皆様にお配りしていると思います。発表時間が短い関係で、私の引用が若干分かりにくい面もあるかもしれませんが、原典をしっかりと読んで頂けましたら幸いです。

ご静聴頂きまして、ありがとうございました。